



第二話 長寿命化の対象施設（国土交通省）

国土交通省が定める「インフラ長寿命化（行動計画）」は2014年度版が発表された後、現在進行中の行動計画は2021年度～2025年度を対象としたものである。それぞれの計画文書は下記のWebsiteから確認可能である。

<https://www.mlit.go.jp/common/001040664.pdf>

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/chozymyou2kaitei_honbun.pdf

「インフラ長寿命化（行動計画）」において長寿命化の計画対象施設は、下表に示されているように斜面構造物に関連するものは道路分野、河川・ダム分野および砂防分野の3分野である。

分野	対象施設	主な根拠（関連）法令等
道路	道路施設（橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）等）	道路法第2条第1項
河川・ダム	河川管理施設（ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等）	河川法第3条第2項
砂防	砂防設備	砂防法第1条
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項

出典：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/chozymyou2kaitei_honbun.pdf

道路分野では、道路法第2条第1項を主な根拠法令とし、対象施設として「道路施設（橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）等）」が示されているが、道路のり面やのり面保護工は明示的には対象として記述されてはいない。

道路法2条1項では「第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。」と規定されている。道路構造令第33条（防雪施設その他の防護施設）第2項では「落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。」と記述されている。更に、道路構造令の解説と運用（日本道路協会、平成27年）の中の9-6-1落石等防止施設の項目には下記が記載されている。

1. 落石、土砂崩落等の危険が予想される箇所には、斜面の状況、地質に応じて、根固め工、吹付け工等の落石予防工、落石防止網、落石防止柵、落石被覆工等の落石防護工を設けるものとする。
2. 崩壊のおそれのある切土および盛土ののり面は、地形・地質、気象条件等に応じ、植生工、コンクリートおよび石張工、枠工等ののり面保護工を施すものとする。

以上、道路法、道路構造令等の法令およびその解説の条文等からは、のり面保護工は、道路構造令33条に規定される「防雪施設その他の防護施設」の一部に該当すると理解される。このことは、国土交通省の下記のwebsiteにある「道路構造令について（1）」の33条2項の解説で、法面保護工の写真が記載されていることからも確認できる。





<道路構造令第33条 第2項>

落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

<擁壁>



国道58号(沖縄県)

<落石防止施設(落石覆工)>



国道246号(神奈川県山北町)

<法面保護工>



出典:国土交通省HP 109

出典：https://www.mlit.go.jp/road/sign/pdf/kouzourei_full.pdf

国土交通省のインフラ長寿命化行動計画において、対象施設に道路法面あるいはのり面保護工が含まれていると解釈できるとする見解の傍証として、道路メンテナンス年報には「道路土工構造物点検要領に基づき、長大切土又は高盛土の区域（特定道路土工構造物）については、2018年度より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施している」との記述が挙げておこう。

河川・ダム分野の対象施設の主な根拠法令である河川法第3条第2項には「この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰せき、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯（堤防又はダム貯水池に沿って設置された国土交通省令で定める帶状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。）その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。」と定められている。

河川構造物の長寿命化計画策定の手引き（2017年）では「長寿命化対象施設は「本手引きの対象となる施設は、堰、水門、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、及び浄化施設とする。」と規定されている。

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/kouzoubutsu_jumyou_h300330.pdf

山間地を流れる河川上流部では、攻撃斜面側に急斜面が存在する場合も多く法面対策工が施工されている事例が散見されるが、長寿命化対象施設としては斜面・法面対策工は記載されていない。河川管理施設の一つであるダムに関しては、国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）中にダム施設として堤体周辺斜面および貯水池周辺斜面（斜面対策工）が含まれている。

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/gijutsu/gijutsukijunn/ijikanri_dam/index.html

2013年に国土交通省から各地方建設局等および都道府県のダム管理者に対して「ダムの長寿命化計画の策定」要請がなされ、例えば岡山県のダム長寿命計画には、対象施設として土木構造物中に堤体周辺斜面が挙げられている。

<https://www.pref.okayama.jp/page/535732.html>

砂防分野の対象施設は、砂防法、地すべり等防止法および急傾斜地法の砂防3法を根拠法令と





会長のコーナ

している。砂防 3 法は、いずれもハード対策に関する規定であり、さらに地域指定がされる共通点がある。

砂防法は、明治 30 年に制定された古い法律で「第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ」とあり、砂防設備は砂防の為の施設すべてを含むと解されるが、法 11 条の 2 に砂防台帳の作成が要求され、砂防指定地台帳等整備規則の別表に 7 種の設備が列記されており、吹付、法枠等は「山腹工」に含まれると解される。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/336M50004000007/>

地すべり等防止法第 2 条第 3 項は「この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。」とある。「地すべり防止施設の機能保全の手引き、平成 29 年農水省」には具体的な地すべり防止施設の工種一覧が示されており、のり面保護工は、斜面改良工（排土工、切土のり面保護工を含む）、擁壁工（枠工を含む）およびアンカー工の 3 つの工種に分類されている。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/tyotei/t_zisuberi/attach/pdf/index-80.pdf

急傾斜地法第 2 条第 2 項では「この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。」と記載されている。同法では「急傾斜地崩壊防止施設」の具体的工種を定めていないが、擁壁工、法面工（法枠工）、落石防止柵工、アンカー工が一般に採用されており、のり面工は「その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設」に含まれていると解するが妥当であろう。

なお、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含めて砂防関係施設ととらえて、砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）が 2022 年に公表され、ライフサイクルコストを考慮した予防保全型維持管理の考え方が導入されている。

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/sabo/tyoujyu.pdf

このように見てくると、我が国の斜面構造物等の法的位置づけが見えてきたようである。まとめてみると、道路・河川ダム・砂防分野における斜面・のり面対策工は、道路法上は「防雪施設その他の防護施設」の一部、河川法上は「ダム施設」の一部、砂防法上は「山腹工」の一部、地すべり等防止法上は「地すべり防止施設に係る工種」の一部、急傾斜地法上は「急傾斜地崩壊防止施設に係る工種」の一部として、一定の機能を発揮する施設の一部として法的には捉えられている。そして道路、防災などの機能が要求されるインフラの一部として斜面・のり面対策工は長寿命化対象施設に含まれると理解ができそうである。

次回は、農林水産省における長寿命化の対象施設を調べてみたい。対象施設が異なることにより法的位置づけは異なるのであろうか？





会長のコーナー

バックナンバー

No.1 2025年6月20日